

● 施設基準

令和4年5月18日現在

(基本診療料)

- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 機能強化加算
- ・ 連携強化加算
- ・ 一般病棟入院基本料4（10対1）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算2
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 感染対策向上加算2
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算
- ・ 認知症ケア加算
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料1

(特掲診療料)

- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 小児科外来診療料
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・ 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 検体検査管理加算(1)
- ・ 検体検査管理加算(2)
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)

- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・導入期加算 1
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

（入院時食事療養）

- ・入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

（その他届出）

- ・酸素の購入単価

●特定療養費

180日を超える入院…入院医療費の15%（別途消費税加算）

※入院医療の必要性は低いがご自身の事情等により180日を超えて入院されている場合、保険給付が85%での算定となることから、保険により給付されない部分の15%を一部負担金以外に別途ご負担となります。

※指定の難病や重症等の患者さんについては対象となりません。